

全国青色申告会総連合会長就任

全国青色申告会総連合、八坂新会長へ

全青色が定時総会を開催

一般社団法人全国青色申告会総連合は、平成30年6月26日(火)、都内のホテルニューオータニにて平成30年度定時会員総会が開催された。当日は、国税庁の藤井健志長官心得、山名規雄課税部長、横原耕太郎個人課税課長らの来賓を迎え、約150人が参加した。

総会では、審議事項、報告事項について滞りなく可決・承認され、任期満了に伴う役員改選では、千葉県青色申告会総連合の内藤三郎会長が、定年のため退任となり、鹿児島県青色申告会会長の八坂泰司が新会長に選出された。

八坂会長は「内藤会長の後を受けて事業を邁進して行きます。青色申告会を風通しの良い会に発展させたい」と意気込みを語った。(税のしるべ7月16日発刊より引用)



全国青色申告会総連合
新会長八坂泰司

会長就任にあたってのご挨拶

この度、一般社団法人全国青色申告会総連合の会長に就任することになりました。栄誉ある職にご推挙頂きまして、責任の重さをひしひしと感じております。

現在、鹿児島青色申告会は8年連続で会員数が純増となり、会計ソフトブルーリターンAの普及本数や、インターネットの送信件数など、様々な面で全国的にも注目をされています。

しかしながら、全国的にみまると、廃業や高齢化など会員数の減少が問題視されています。全国青色申告会がより良い方向へ発展していけるよう、微力ながら尽力いたします。

個人事業主を取り巻く環境は、平成31年10月からの消費税の増税や、平成32年からの青色申告65万円控除の取得要件の変更、平成35年からのインボイス制度の導入など、大きく変わっていくと見られます。

このような大きな変化に対応できるような、会員の皆様の情報提供は、もちろん、複雑化する税制への対応や、税金の要望など個人事業主が利益を被らないように、会員の皆様の声を届けておきます。

また、大事な使命であると考えております。

青色申告会の基本は、自主記帳、自主申告です。個人事業主の皆様の発展に必要不可欠な「個人事業主の青色申告会」を、鹿児島から全国へ風を吹かせよう、皆様のご協力をお願いいたします。

松山青色申告会設立四十周年記念行事 全青色青年部学校 松山会視察

愛媛県松山



参加者レポート

7月7日七夕、松山青色申告会青年部40周年記念行事が愛媛県松山市で開催され、当会からは本田副会長をはじめ、白坂青年部長、本田女性部長、事務局6名が出席しました。

40年の歴史がある松山青色申告会青年部では、研修会、租税教室、部員の家族や他会との交流会を積極的に行なっており、また新しい取組みとして、松山大学祭でのブース出展など学生に向けた広報も行っていました。

記念公演では講師に衆議院議員の塩崎泰久氏を迎え「地方都市、松山へ青色申告のこれから」と題し、地方の松山会青年部が塩崎顧問と税制改正要望書や小規模企業共済の改正に尽力していることや、「事業主報酬制度」「事業継承税制」の2大要望を途切れることなく要望し続けていることを、具体的にお話しされました。

2日目は松山青色申告会の事務局視察を兼ねた意見交換会を実施していただきました。松山会青年部では、起業を考えている方に、まず青年部員になっていただいて異業種交流や勉強会を体験してもらおうと、他にも会員拡大の方策や確定申告期間の青色コーナーでの協力活動、会計ソフトB.R.Aの指導方法など、今後の当会の活動でも活かせる貴重なご意見をたくさんいただきました。松山青色申告会の皆様ありがとうございました。

事務局 吉原幸子

AOSIN Vol.6.0 目次

- 1... 会長就任挨拶
- 2... 税のかわら版
消軽減税率制度
- 3... 会員探訪
キモノ加工 マルイ
今村 芳行 様
- 4... 全青色青年部学校
松山会視察レポート



▲ 会員増強運動や、商工会・農協との連携、青色コーナーの運営など、全青色丸となり、取り組んでいくことが協議されました。



▲ 各種表彰において、鹿児島会では会員増強、ブルーリターンA販売普及、共済普及表彰のすべて表彰を受けました。

税のやまの版

2019年から消費税軽減税率制度が実施されます。

来年、10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に軽減税率制度が実施されます。

飲食料品（外食、酒は除く）は8%

軽減税率制度により、飲食料品の消費税率は8%のままで計算されます。酒類や外食、ケータリングなどは、軽減税率の対象品目には含まれません。

定期購読契約の新聞は8%

政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約を行っている新聞は軽減税率の対象になります。

取引や経理作業はどう変わる？

全ての事業者

飲食料品の売上・仕入が両方ある課税事業者の方

飲食料品の売上がなくても、飲食料品の仕入がある課税事業者

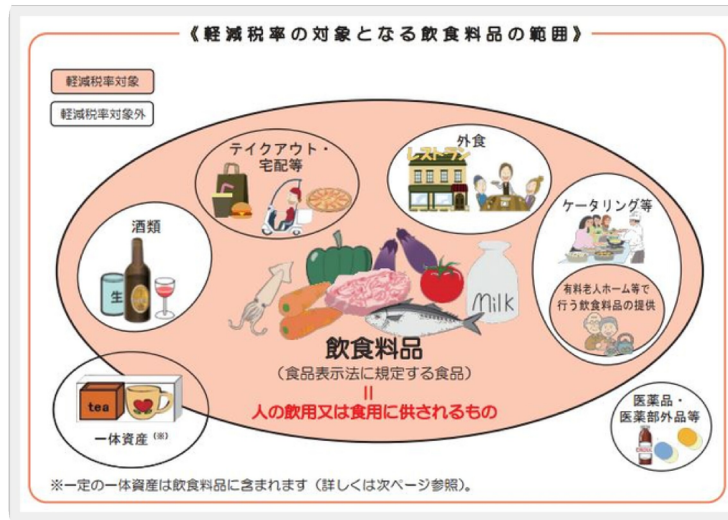
免税事業者の方

売上や仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

仕入（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

対象飲食料品の範囲



区分経理による請求書等の記載

これまでの請求書や記帳の記載内容に、税率（8%・10%）ごとの区分を追加で記入する必要があります。



軽減税率対策補助金制度（補助金申請の期限は2019年9月30日までに事業完了）

平成31年の消費税率10%引き上げに合わせて、軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度が実施されると、飲食料品（お酒や外食サービスを除く）を取り扱う事業者は、税率（8%、10%）ごとの売上の合計額を計算し、商品に表記する機能を有するレジが必要になります。

補助金制度を活用しよう！

軽減税率対策補助金制度とは、対応が必要となる小規模事業者が、複数税率対応レジの導入や改修を行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。



区分	補助率	補助金上限額
レジ本体機器等	レジ1台と付属機器等を導入した場合、その合計額が3万円未満の場合 3/4	1台あたり 上限20万円
	レジ2台以上又はレジ1台と付属機器の合計額が3万円以上の場合 2/3	
設置に要する経費	2/3	導入するレジの 台数×20万円

詳しくは青色申告会事務局までお気軽にお問合わせ下さい。

会員探訪

きもの加工マルイ



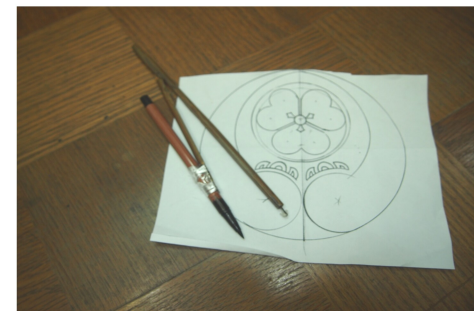
■ 屋号 きもの加工マルイ
■ 会員名 いまむら よしゆき
今村 芳行さん（65）
（平成8年4月入会 東谷山2丁目43-6）

今回の会員探訪は、広報委員として鹿児島青色申告会の広報誌「青空通信」の編集を取り仕切る広報委員長今村芳行さんに、自身の事業を紹介していただきました。

会員探訪特別編



当店は元々、呉服の家紋入れ、湯のし洗い張りや、シミ抜きなどを専門に昭和44年から谷山で営業しています。提灯の家紋入れは、呉服の仕事が暇な夏場に、家紋の技術を活かして手作業でしています。家紋を描く竹の分廻し（コンパス）は父の代から40年以上使っている物です。着物や湯通し（糊抜き）などの仕事もありませんが、提灯の紋入れの作業は一般の紋入れの作業とは違って、目にする機会が少ないのでは？と思いませんか？



▲40年以上家紋を描き続けてきた竹の分廻し（コンパス）

広報誌「青空通信」では、毎月会員の皆様の事業紹介を行っています。掲載ご希望の方は是非事務局までご連絡下さい。

今はパソコンで作成したシールの家紋が多くなりましたが、提灯の灯りが優しく通る手描きの紋の趣きは格別です。青色申告会のお付き合いは谷山青色申告会時代から、鹿児島との合併・社団化とこれまでの歴史を共に歩んできたような気がします。最近の鹿児島青色申告会の活発な活動は、事務局職員の熱意によって支えられているように思います。感謝しています。



▲明治天皇より下賜された西郷隆盛の家紋